

令和6年（ワ）第3728号

「明日を生きるための若者気候訴訟」二酸化炭素排出削減請求事件

原告 XXXXXXXXXX 外15名

被告 株式会社 JERA 外9名

原告ら第2準備書面 (求釈明申立書)

令和7年3月31日

名古屋地方裁判所民事第6部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人 原 田 彰 好

同 浅 岡 美 恵

同 小 島 寛 司

(押印省略)

頭書事件について、原告らは各被告の排出量についての原告の主張を整理し、以下の通り釈明を求める。

第1 原告らの主張する二酸化炭素の年間排出量の定義について

- 1 請求の趣旨等における被告らの「販売する電気にかかる火力発電による二酸化炭素の年間排出量」とは、以下の排出量である。

すなわち、各被告の国内における排出量であって、

- i 被告本体（被告がその株式の100%を保有する子会社を含む。以下同じ）が所有する火力発電施設による発電において排出する二酸化炭素の年間排出量
- ii 被告の連結子会社、持分法適用会社等の被告が出資するグループ会社（以下単に「グループ会社」という）が所有する火力発電施設による発電において排出する二酸化炭素の年間排出量を被告の出資比率によって除した量
- iii i 及び ii 以外の火力発電施設による発電であって、被告が同火力発電施設を

所有する事業者から受電した電気の発電において排出する二酸化炭素の年間排出量
を合計したものである。

以上の定義を前提にして、被告らに対して、第2以下の釈明を求める。

なお、上記定義に従ったiの排出量は、被告JERAの『JERAグループ 統合報告書 2023』（乙5）84頁に「国内JERA」の「発電事業に伴うGHG（温室効果ガス）排出量（スコープ1）」のうち「CO₂排出量」と記載されているもの、iiの排出量は同報告書84頁「国内JERAグループ」の「発電事業に伴うGHG（温室効果ガス）排出量（スコープ1）」のうち「CO₂排出量」、被告Jパワーの丁4にJ-POWERグループの「国内発電事業からのCO₂排出量」（同2頁）と記載されているものと共通であると思われる。

また、被告中国電力が「小売事業における排出量」（第1準備書面41頁、丁7）と記載するものは、原告主張の上記定義による排出量と共通であると思われる。

なお、被告JERAは、被告JERAが所有する発電所のみを「単体」と表記し、100%子会社を含めて「本体」と記載しており、これは、原告が主張する「本体」と同義であると理解される。被告ら8社の第1準備書面で「単体」と記載しているものは、原告が「本体」と定義しているものと同じ趣旨と思われる。なお、被告神戸製鋼所は「本体」・「単体」の区別に言及していない。

また、本訴訟において「年度」と記載するときは、当該年の4月1日から翌年の3月31日までの期間を意味する（「2019年度」とする時は2019年4月1日～2020年3月31日までの期間を指す）。

第2 2019年度の排出量（訴状表29関係）についての求釈明

1 被告ら本体の2019年度の年間排出量について

訴状表29の被告ら本体の排出量の記載は、各被告が所有する発電所（被告送電会社所有の離島発電所を含む）に係る温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度（以下、「排出量算定報告公表制度」という）によるエネルギー起源CO₂排出量（発

電所等配分前)の合計(万t以下は四捨五入。以下同じ)である。

修正表29として、以下のとおり誤字等を訂正し、修正箇所を赤字・下線で記載する。

修正表29のうち被告ら本体の2019年度の年間排出量(万t-CO₂)

被告会社	本体排出量	対象施設	被告ら準備書面等における排出量
JERA	<u>12450</u> (訴状12451に常陸那珂ジェネレーションの排出量を加え、四日市LNGセンターを除いた)	JERA所有発電所、常陸那珂ジェネレーション	12450 (乙5などに記載)
東北電力	3051	東北電力、東北電力ネットワーク(離島火力を含む)	3034
Jパワー	4274	Jパワー所有発電所	4274
関西電力	<u>2660</u> (訴状2850は『関西電力グループ 統合報告書2023』によった)	関西電力、関西電力送配電	2660 『関西電力グループ 統合報告書2023』にはグループ国内発電事業のCO ₂ 排出量として2850と記載)
神戸製鋼所	756	コベルコパワー神戸、コベルコパワー真岡	(756) 「推察される」と記載
九州電力	1894	九州電力、九州電力送配電(離島火力を含む)	1830
中国電力	1906	中国電力、中国電力ネットワーク(離島火力を含む)	1898
北陸電力	1650	北陸電力、北陸電力送配電(離島火力を含む)	1650
北海道電力	1306	北海道電力、北海道電力ネットワーク(離島火力を含む)	1302
四国電力	737	四国電力及び四国電力送配電	737

2 被告らの2019年度の販売電力にかかる排出量について

訴状表29に2019年度の「販売する電気にかかる火力発電」からのCO₂排

出量を記載しているが、被告らは認否をしていない（被告 J E R A は別の箇所（被告 J E R A 準備書面(1) 3 3 頁、3 8 頁で事実上応答している）。

その理由として、「原告らの主張の趣旨が明らかでないか原告らの独自の評価を述べるものにすぎないため、認否の要を見ない」（被告 J E R A 準備書面(1) 3 3 頁）とか、「原告が主張する「販売電力 C O₂ 排出量」の定義、算出方法等は原告独自のものであってその内容は明確でない」（被告 8 社第 1 準備書面 3 9 頁）などとしている。

この点、原告が請求の趣旨等で掲げる「販売する電気にかかる火力発電による二酸化炭素の年間排出量」とは、第 1 に記載の定義で述べたとおりである。

- (1) 下記修正表 2 9 は、1 記載の本体分の排出量に、被告各社の 2 0 1 9 年度の販売電力にかかる対象施設からの年間排出量を加えたものである。

なお、各対象施設の割合は、被告 J E R A と被告 J パワーについては各出資割合、被告東北電力、被告関西電力、被告九州電力、被告中国電力、被告北陸電力、被告北海道電力及び被告四国電力については、入手可能な小売電力に係る最新のデータである 2 0 1 5 年度電力需給検証委員会の割合による（中国電力については 2 0 1 8 年度総合資源エネルギー調査会系統ワーキング資料

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/index.html）も参照した）。

また、新たに受電情報、割合、受電元の排出量を確認できた施設があり、訴状表 2 9 にこれらを加えて修正して「修正表 2 9」として整理し、表 2 9 からの変更箇所を 赤字・下線 で示している。

修正表 2 9 の右列「被告らの認否・排出量情報」には、被告準備書面等から読み取れる内容を記載している。

修正表 2 9 被告らの 2 0 1 9 年度の被告ら本体及びその販売電力にかかる C O₂ 排出量とその算定根拠一覧（万 t-C O₂）

被告会社	2019年度排出量	対象施設と割合	被告らの認否・排出量情報
JERA販売電力	<u>13890</u> (<u>訴状13901から四日市LNGを控除し、常磐共同などの割合を出資割合に修正</u>)	JERA所有発電所、常陸那珂ジェネレーションの100%に、相馬共同火力50%、常磐共同火力 <u>49.11%</u> 、鹿島共同火力50%、君津共同火力の50%	13942 (JERA準備書面(1)38頁、乙5、 『JERAグループ 統合報告書 2023』84頁)
JERA本体	<u>12450</u>	JERA所有発電所、常陸那珂ジェネレーション	12450 (乙5などに記載)
東北電力販売電力	<u>4688</u> (<u>訴状4607に糸魚川発電と双日佐和田の100%を追加</u>)	東北電力と東北電力ネットワークの100%、相馬共同火力と常磐共同火力の50%、酒田共同火力の100%、Jパワー磯子火力の20/120、 <u>糸魚川発電と双日佐和田の100%</u>	認否なし 3471 (『東北電力グループ サステナビリティレポート 2023』小売事業におけるCO ₂ 排出実績)
東北電力本体	3051	東北電力、東北電力ネットワーク(離島火力を含む)	3034
Jパワー販売電力	<u>4394</u> (<u>訴状4385にJ-POWER サプライアンドトレーディングを追加</u>)	(Jパワー)、鹿島パワーの50%、糸魚川発電の66%、土佐発電の45%、大崎クールジェンの50%、美浜シーサイドパワーの50%(2022年他社譲渡)、 <u>J-POWERサプライアンドトレーディングの100%</u>	認否なし 4384 (『J-POWERグループ統合報告書2022』34頁「国内電気事業CO ₂ 排出量」より。「当社グループの国内発電所から発生したCO ₂ 排出量を集計。子会社、関連会社は出資比率に応じて集計」)
Jパワー本体	4274	Jパワー所有発電所	4274
関西電力販売電力	<u>4321</u> (<u>訴状4248に和歌山共同火力の14.5/37.8。ガスアンドパワーの100%を追加</u>)	関西電力と <u>関西電力送配電の100%</u> 、Jパワー橘湾火力発電所の <u>140/210</u> 、Jパワー高砂火力発電所の <u>25/50</u> 、コベルコパワー神戸の100%、和歌山共同火力の <u>14.5/37.8</u> 。 <u>ガスアンドパワーの100%</u>	認否なし
関西電力本体	<u>2660</u>	関西電力、関西電力送配電	2660
神戸製鋼所	756	コベルコパワー神戸、コベルコパワー真岡	(756) 「推察される」と記載
九州電力販売電力	<u>2999</u> (<u>訴状の2937から、戸畑共同火力及び大分共同火力の</u>	九州電力と九州電力送配電の100%、 <u>Jパワー橘湾火力発電所の10/210</u> 、 <u>Jパワー松浦火力発電所の80/200</u> 、 <u>Jパワー松島火力発電所の40/100</u>	認否なし

		割合を修正)	<u>、戸畑共同火力の42.3/77.4</u> <u>、大分共同火力の32.5/65.5</u>	
	九州電力本体	1894	九州電力、九州電力送配電 (離島火力を含む)	1830
	中国電力販売電力	<u>3381</u> (訴状3487から、瀬戸内共同火力受電割合を修正し、エネルギーパワー山口を加えた)	中国電力と中国電力ネットワークの100%、Jパワー竹原火力発電所100%、Jパワー橘湾火力発電所の30/210、Jパワー松浦火力発電所の80/200、Jパワー松島火力発電所の50/100、 <u>瀬戸内共同火力の69.6%</u> 、大崎クールジェン及びエネルギーパワー山口の100%	認否なし 2938 (『中国電力グループ 統合報告書 2020などの記載』)
	中国電力本体	1906	中国電力、中国電力ネットワーク (離島火力を含む)	1898
	北陸電力販売電力	1680	北陸電力と北陸電力送配電の100%、Jパワー高砂火力発電所の <u>5/50</u>	認否なし
	北陸電力本体	1650	北陸電力、北陸電力送配電 (離島火力を含む)	1650
	北海道電力販売電力	1377	北海道電力と北海道電力ネットワークの100%、北海道パワーエンジニアリングの100%	認否なし
	北海道電力本体	1306	北海道電力、北海道電力ネットワーク (離島火力を含む)	1302
	四国電力販売電力	<u>1333</u> (訴状1391.6から、住友共同壬生川火力発電所受電割合を修正)	四国電力と四国電力送配電の100%、Jパワー橘湾火力発電所の30/210、Jパワー松浦火力発電所の40/200、Jパワー松島火力発電所の10/100、 <u>住友共同電力壬生川火力発電所の14/25</u> 、土佐発電の100%	認否なし
	四国電力本体	737	四国電力、四国電力送配電	737

3 被告らに対する2019年度被告ら各本体及び販売電力にかかるCO₂排出量についての求釈明

(1) JERAに対する求釈明

JERAグループの2019年度の販売電力にかかる排出量算定報告公表制度によ

る排出量は1億3890万tと計算される。

この点、被告JERAは、準備書面(1)38頁において、JERAグループの排出量を1億3942万tとしている。2023年統合報告書(乙5)84頁においても同様に記載されており、同乙5・85頁の「※11」において、「共同火力については出資比率ベースで当社持分を算出」とされているところ、被告JERAがJERAグループとして記載している各発電所にかかるCO₂排出量を第1の定義に従い、当該発電所からの全体排出量、出資比率及び最終的に算出される出資比率に従った排出量を明らかにされたい。

(2) 被告ら8社本体の2019年度年間排出量についての求釈明

上記修正表29に、原告の算定による排出量算定報告公表制度に基づく被告8社の2019年度の各本体の「エネルギー起源CO₂(発電所等配分前)(離島火力を含む)の排出量を記載している。

被告8社は、第1準備書面・35頁において、各本体の排出量を明らかにしているが、修正表29における原告の算定と若干異なっている。被告らは修正表29ではなく自身の主張する数字が正しいと主張する場合、計算が異なる理由がわかれば明らかにされたい。

(3) 被告ら8社の販売電力にかかるCO₂排出量についての求釈明

原告が主張する被告ら8社の2019年度の販売電力は、上記修正表29記載の対象施設についての算定報告公表制度のデータによるエネルギー起源CO₂排出量(発電所等配分前)の合計の量である。

被告ら8社の第1準備書面においては、被告ら販売電力についての答弁がなく、被告ら提出の丙号証に記載がなかったり、何らかの記載があってもその内容が確認できないものである。また、被告らの主張する「グループ企業」の定義は明確ではなく、被告第1準備書面においても、「「グループ企業」はグループ企業の一部を指す場合を含む。」(同40頁)とされているように、被告のいうグループ企業にどの法人が含まれるか、また、当該法人の保有する火力発電所からのCO₂排出量をどのような割合で算定しているのかも明らかではない。

よって、被告らの販売電力に係るCO₂排出量として、上記修正表29に記載した

対象施設からのCO₂排出量の合計を明らかにされたい。

また、被告らの提出資料において、グループの2019年度CO₂排出量ないし販売電力等のCO₂排出量と記載しているものについて、その排出量の算出における対象施設及びその各施設からのCO₂排出量の算出の根拠を明らかにした上で、第1記載の定義に沿った形で2019年度の販売電力に係るCO₂排出量を示されたい。

第3 被告らの2013年度の本体及び販売にかかる年間CO₂排出量についての求釈明

1 修正表31について

訴状表31に関して、今般、新たに受電情報、割合、受電元の排出量を確認できた施設があったので、訴状表31の被告ら本体及び販売電力について、これらを加除修正して「修正表31」として整理した。表31からの変更箇所を赤字・下線で示している。

なお、「本体」欄に記載する排出量は、2013年度の各社（被告JERAについては東京電力と中部電力の合計）の修正表31記載の対象施設に係る排出量算定報告公表制度によるエネルギー起源CO₂排出量（発電所等配分前）である。

被告らの販売電力に係るCO₂排出量は、被告JERAに係る東京電力と中部電力、被告東北電力、被告中国電力、被告北陸電力、被告北海道電力、被告四国電力については、2013年度電力需給検証委員会による各受電割合による。被告Jパワーの対象施設の割合は株式の持分によるものである。

修正表31の右列「被告ら主張の排出量」には、被告準備書面や被告提出資料等から読み取れる内容を記載している。

2 被告ら本体の2013年度のCO₂排出量について

被告JERAは2015年に東京電力と中部電力の火力部門を統合して設立された会社であり、修正表31のうち、被告JERAが削減目標の基準年としている2013年度のJERA本体の排出量は、排出量算定報告公表制度による東京電力のエネルギー起源CO₂（発電所等配分前）排出量（1億0800万t）と同様に中部電力の排出量（6114万t）の排出量の合計からJERAに移行しなかった離島火力分と原子力発電所分を控除した1億6902万tとなる。なお、ここには四日市LNG基地は含まれていない。

3 被告らの販売電力にかかる2013年度の年間CO₂排出量について

訴状表31に対し、被告ら8社は第1準備書面40～42頁、丁3、4、7～10による中期目標に関する記載の限度において対応する排出量を述べる形で応答するととどまり、原告の主張に対する被告各社の2013年度の本体及び販売電力に係る排出量についての認否をしていない。

修正表31 被告らの2013年度本体および販売電力の排出量（万t-CO₂）

被告会社	2013年度本体排出量	対象施設	被告ら主張排出量
JERAグループ（東京電力+中部電力）販売電力	<u>18110</u> （訴状18248から、四日市LNG基地を控除し、2013年当時の受電割合変更したことによる）	東京電力及び中部電力の本体施設の排出量合計に、相馬共同火力の50%、常磐共同火力の50%、鹿島共同火力の48/105と君津共同火力の22/115.3	認否なし 1.8億トン （乙1の55頁）
JERA 本体 （東京電力+中部電力）	<u>16902</u> （訴状の16904から四日市LNGセンター分を控除）	東京電力、中部電力の施設の合計から、JERAに移行しなかった原子力と離島内燃力を除く	否認
東北電力販売電力	<u>5221</u> （訴状5163に糸魚川発電と双日佐和田の100%を追加）	東北電力の100%、相馬共同火力の50%、常磐共同火力の50%、酒田共同火力の100%、Jパワー磯子火力発電所の20/120、 <u>糸魚川発電と双日佐和田の100%</u>	認否なし 5045 （丁3）
東北電力本体	3670	東北電力（離島火力を含む）	認否なし
Jパワー販売電力	<u>4825</u> （訴状4796に市原エナジー60%、ベイサイドエナジー100%を追加）	Jパワー、鹿島パワーの50%、糸魚川発電の66%、土佐発電の45%、大崎クールジェンの50%、美浜シーサイドパワーの50%、 <u>市原パワーの60%、ベイサイドエナジーの100%</u>	認否なし 4877 （丁4に、国内発電事業からのCO ₂ 排出量として記載）
Jパワー本体	4703 （訴状4702を再点検）	Jパワー所有発電所	認否なし
関西電力販売電力	<u>6491</u> （訴状6681よ）	関西電力とJパワー橘湾火力発電所の140/210、Jパワー高	認否なし

	り和歌山共同火力の受電割合を修正し、中山共同発電とガスアンドパワー西島を追加)	砂火力発電所の25/50、コベルコパワー神戸の100%、和歌山共同火力の <u>10.9/23.1</u> 、 <u>中山共同発電の100%</u> 、 <u>ガスアンドパワー西島の100%</u>	
関西電力本体	<u>4700</u>	関西電力	4710 (丁5の事業活動による排出量(スコープ1, 2))
神戸製鋼所	780	コベルコパワー神戸	780 被告神戸製鋼所準備書面(1)31頁
九州電力販売電力	<u>4849</u> (訴状4785から戸畑共同火力及び大分共同火力の受電割合を変更)	九州電力と九州電力送配電の100%、Jパワー橘湾火力発電所の10/210、Jパワー松浦火力発電所の80/200、Jパワー松島火力発電所の40/100、戸畑共同火力の <u>39.1/62.5</u> 、大分共同火力の <u>20.2/51.0</u>	6100 (丁6の国内のサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量)
九州電力本体	3690	九州電力	認否なし 3695 (『九電グループ 統合報告書 2024』のスコープ1の温室効果ガス排出量)
中国電力販売電力	<u>4299</u> (訴状4314から瀬戸内共同火力の割合を修正)	中国電力の100%、Jパワー竹原火力発電所95/130、Jパワー橘湾火力発電所の30/210、Jパワー松浦火力発電所の80/200、Jパワー松島火力発電所の50/100、 <u>瀬戸内共同火力の69.4/145.7</u>	認否なし 4228 (丁7で小売り事業実績として記載)
中国電力本体	2504	中国電力(離島火力を含む)	認否なし 2504 (丁7に自社発電として記載)
北陸電力販売電力	1851	北陸電力の100%、Jパワー高砂火力発電所の5/50	認否なし 1769 (丁8に記載なし。『北陸電力グループ 統合報告書 2024』に記載)
北陸電力本体	1820	北陸電力(離島火力を含む)	認否なし
北海道電力販売電力	1941	北海道電力と北海道パワーエンジニアリングの100%	認否なし 1892 (『ほくでんグループレポート2024』に記載)

	北海道電力本体	1840	北海道電力（離島火力を含む）	認否なし
	四国電力販売電力	<u>1876</u> （訴状1946から住友共同電力割合を修正）	四国電力の100%、Jパワー橘湾火力発電所の30/210、Jパワー松浦火力発電所の40/200、Jパワー松島火力発電所の10/100、 <u>住友共同電力壬生川発電所の14/25</u> 、土佐発電の100%	認否なし 1962 （丁10の小売部門実績）
	四国電力本体	1220	四国電力	認否なし 1221 （丁10の自社の温室効果ガス排出量として記載）

4 被告らの2013年度本体及び販売電力に係るCO₂排出量についての求釈明

(1) 被告JERA本体の排出量についての求釈明

① 被告JERA準備書面(1)では、「否認する」と記載されている（同書面37頁）が、排出量の具体的記載がない。被告主張のJERA本体分の排出量とその根拠を明らかにされたい。

② 被告JERAグループの2013年度の販売電力に係る排出量について

原告主張の被告JERAグループ販売量についての2013年度排出量表の対象施設は、上記修正表31のとおりであり、その排出量の合計であって、1億8110万tとなる。

被告JERAは準備書面(1)において、これらに直接認否を行わず、乙1の55頁の記載として2013年度の国内事業のCO₂排出量が概ね1.8億tであることを認めると述べるにとどまる。

よって、原告主張のCO₂排出量についての認否を求めるとともに、被告JERAにおける「概ね」ではない万t単位での排出量とその対象設備と割合を明らかにされたい。

(2) 被告東北電力、被告Jパワー、被告北陸電力及び被告北海道電力、被告四国電力についての求釈明

上記修正表31における2013年度の上記各被告本体及び販売電力に係る排出量についての認否とともに、各被告主張に係る同排出量及びその根拠を明らかにされた

い。

(3) 被告関西電力の本体及びその販売電力にかかる2013年度の年間排出量についての求釈明

- ① 原告の主張する被告関西電力本体の2013年度の排出量は、排出量算定報告公表制度によるエネルギー起源CO₂排出量（発電所等配分前）であり、4700万tである。

他方、被告関西電力はその第1準備書面41頁において、被告関西電力及びそのグループ企業の2013年の事業活動による温室効果ガス排出量は4710万tであると記載し丁5を引用するものの、原告主張のエネルギー起源CO₂排出量については認否がないので、認否と共にその根拠を明らかにされたい。

- ② 原告が主張する被告関西電力の販売電力に係る2013年度のCO₂排出量は、修正表31に記載する対象施設（関西電力、Jパワー橘湾火力発電所の140/210、Jパワー高砂火力発電所の25/50、コベルコパワー神戸の100%、和歌山共同火力の10.9/23.1、中山共同発電の100%、ガスアンドパワー西島100%）に係る排出量算定報告公表制度によるエネルギー起源CO₂排出量（発電所等配分前）であるが、これについて認否されたい。また、原告主張と異なる場合は、各内訳と合計排出量を明らかにされたい。

- ③ 被告関西電力はその第1準備書面において、被告関西電力のサプライチェーン全体の温室効果ガスの年間排出量の2013年度実績が国内で8740万t（丁5）であるとする（第1準備書面41頁）が、修正表31に記載した「Jパワー橘湾火力発電所の140/210、Jパワー高砂火力発電所の25/50、コベルコパワー神戸の100%、和歌山共同火力の10.9/23.1、中山共同発電の100%、ガスアンドパワー西島の100%の受電に係る電力からの排出量」は、スコープ3カテゴリー3に分類されているものと思われるところ、被告関西電力のスコープ3カテゴリー3の内訳と各排出量を明らかにされたい。

(4) 被告九州電力の本体及びその販売電力に係る2013年度のCO₂排出量についての求釈明

- ① 原告は表31において、被告九州電力本体の2013年度の排出量算定報告公表制度によるエネルギー起源CO₂排出量（発電所等配分前）が3690万tであると記載しているが、被告九州電力はその認否をしていないので、その認否を

し、異なる場合はその数値を明らかにされたい。

なお、被告九州電力の『九電グループ 統合報告書 2024』では、被告九州電力の2013年のスコープ1の温室効果ガス排出量は3695万tであるとしている。

- ② 原告が主張する被告九州電力の販売電力に係る2013年のエネルギー起源CO₂排出量は、修正表31に記載したJパワー橘湾火力発電所の10/210、Jパワー松浦発電所の80/200、Jパワー松島発電所の40/100、戸畑共同火力の39.1/62.5、大分共同火力の20.2/51.0の受電にかかる電力からの排出量を排出量算定報告公表制度における排出量で確認した合計)であり、4849万tであるところ、これについて認否されたい。また、原告主張と異なる場合は、各内訳と合計排出量を明らかにされたい。
- ③ 被告九州電力は、同第1準備書面において、被告九州電力のサプライチェーン全体の2013年度の温室効果ガスの国内排出量の実績は6100万tであると述べている(丁6)。また、上記2024年統合報告書では、同値は6166万tと記載されている。②で示した発電所の電力に係るCO₂排出量は丁6においてスコープ3カテゴリー3に分類されているものと思われるところ、被告九州電力におけるスコープ3カテゴリー3の内訳とその各排出量を明らかにされたい。

第4 2030年度目標についての求釈明

1 被告JERAに対する求釈明

原告らは本件訴訟で被告らに「排出量」の削減を求めているものであり、訴状138頁でも、被告JERAはCO₂排出量の2030年度の削減目標を設定していないことを指摘している。これに対し被告JERAは準備書面(1)においてこれを争うと記載し、2030年度目標について、「二酸化炭素排出量について政府が示す2030年度の長期エネルギー需給見通しに基づき、国全体の火力発電からの排出原単位と比べて20%減を実現するという計画を策定している」(被告JERA準備書面(1)・37頁)としている。

被告JERAが争うとしているのは、その本体又はグループの2030年度のCO₂排出量についての目標を具体的に策定しているとの趣旨が明らかにされたい。ま

た、もしこれがあるのであれば策定時及びその内容を具体的に明らかにされたい。

2 被告神戸製鋼所に対する求釈明

被告神戸製鋼所は、原告の被告神戸製鋼所の2030年の「排出量に関する目標が一切ない」（訴状138頁）との指摘について、これを否認するとしている（同準備書面(1)31頁）。

原告の指摘は被告神戸製鋼所の火力発電事業についての排出量の目標について述べるものであることは明らかであるところ、被告神戸製鋼所において策定した2030年度のCO₂排出量に関する削減目標を策定しているのであれば、策定時及びその内容を具体的に明らかにされたい。

第5 被告神戸製鋼所の販売先に関する求釈明

被告神戸製鋼所は同準備書面(1)29頁の末行において、その「子会社らが運用する発電所のCO₂排出量については、（中略）第三者への売電に関する契約内容（中略）にも影響され、被告神戸製鋼所が自由にその販売電力に係るCO₂排出量をコントロールできるものではない」と述べている。

被告神戸製鋼所のコベルコパワー神戸、コベルコパワー真岡、コベルコパワー第2の発電電力の販売先は被告関西電力、訴外東京ガス株式会社と考えられるが、被告神戸製鋼所は、両社（両社の他に電力を販売している会社があればその会社についても）との間の売電契約の内容を、契約書面を提出のうえ、明らかにされたい。

以上